

2019-3 税務・労務・法務情報

租税特赦法の成立について

大統領の交代時には必ずと言ってよいほど、この種の特赦法が施行されます。今回は、大統領の拒否権発動により一部は発効しない状態のまま特赦法が成立しました。

(共和国法第11213号：租税特赦法)

法律の趣旨は、①未納相続税の徴収促進 ②未納一般税の徴収促進 ③徴税コスト削減としています。

(滞納税の特赦)

*適用対象

2017年度以前の課税年度に係る全ての税目（所得税・源泉税・キャピタルゲイン税・贈与税・VAT・パーセンテージ税・物品税・印紙税）について以下の場合には、特赦税率により納付することを認める。

1. 本法施行前に、追徴処分が確定し、納税者側から次の理由（①追徴処分についての疑義 ②財務的に納税力不足）により和解着の申し入れをしているが、当局から否認されている案件・・・総査定額の**40%**の特赦税率
2. 追徴処分は出ていないものの、刑事事件として告発されている案件・・・同**50%**
3. 租税裁判所の最終判決のあったもの・・・同**60%**
4. 源泉徴収をしておりますながら、未納である源泉税・・・同**100%**

*適用申請手続き

本法の施行細則（IRR）が公布されてから1年以内に申請しなければならない。申請時に滞納税の一括納付をする。

*特赦の効果

全ての追徴処分は無効となる。 訴追免責。

(相続税の特赦)

2017年12月31日以前に開始した相続に係る相続税について、課税処分の有無に係わらず、被相続人の死亡時における純遺産総額に対して**6%**の特赦税率を適用。すでに相続税の申告納付を完了しているものについて、未申告遺産存在する場合は、その未申告遺産総額にたいして**6%**を適用。

(施行細則の公布)

共和国法の発効日（3月6日）から90日以内にIRR（Implementing Rules & Regulation）が公表されることとなっています。具体的な適用の可否については、このIRR公表後に検討して見る必要があります。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)